2　前項の規定に基づいて住宅宿泊仲介契約が解除されたときは、宿泊者は、いまだ提供を受けていない宿泊サービスに係る取消料、違約料その他の住宅宿泊事業者に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、あらかじめ示した当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった住宅宿泊仲介業務に関する料金を支払わなければなりません。

（当社の責に帰すべき事由による解除）

第十五条　宿泊者は、当社の責に帰すべき事由により宿泊サービスの仲介が不可能になったときは、住宅宿泊仲介契約を解除することができます。

2　前項の規定に基づいて住宅宿泊仲介契約が解除されたときは、当社は、宿泊者が既にその提供を受けた宿泊サービスの対価として、住宅宿泊事業者に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した宿泊代金を宿泊者に払い戻します。

3　前項の規定は、宿泊者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第四章　宿泊代金

（宿泊代金）

第十六条　通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への宿泊者の署名なくして宿泊代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した宿泊サービスの内容を宿泊者に通知した日とします。

2　宿泊者は、宿泊開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、宿泊代金を支払わなければなりません。

3　当社は、宿泊開始前において、住宅宿泊事業者の料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により宿泊代金の変動を生じた場合は、当該宿泊代金を変更することがあります。

4　前項の場合において、宿泊代金の増加又は減少は、宿泊者に帰属するものとします。

5　当社は、宿泊者と通信契約を締結した場合であって、第三章又は第四章の規定により宿泊者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への宿泊者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は宿泊者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が宿泊者に払い戻すべき額を、当社が宿泊者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第一号の規定により当社が住宅宿泊仲介契約を解除した場合は、宿泊者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、宿泊者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

（宿泊代金の精算）

第十七条　当社は、当社が宿泊サービスを仲介するために、住宅宿泊事業者に対して支払った費用で宿泊者の負担に帰すべきもの及び住宅宿泊仲介業務に関する料金（以下「精算宿泊代金」といいます。）と宿泊代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、宿泊終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに宿泊代金の精算をします。

2　精算宿泊代金が宿泊代金として既に収受した金額を超えるときは、宿泊者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。

3　精算宿泊代金が宿泊代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、宿泊者にその差額を払い戻します。

第五章　団体・グループ仲介

（団体・グループ仲介）

第十八条　当社は、同時に宿泊する複数の宿泊者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ住宅宿泊仲介契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第十九条　当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する宿泊者（以下「構成者」といいます。）の住宅宿泊仲介契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る住宅宿泊仲介業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

2　契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

3　当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4　当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、宿泊開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

（契約成立の特則）

第二十条　当社は、契約責任者と住宅宿泊仲介契約（通信契約を除きます。次項において同じです。）を締結する場合において、第五条第二項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく住宅宿泊仲介契約の締結を承諾することがあります。

2　前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく住宅宿泊仲介契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、住宅宿泊仲介契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

第二十一条　当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2　前項の変更によって生じる宿泊代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

第六章　責任

（当社の責任）

第二十二条　当社は、住宅宿泊仲介契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて仲介を代行させた者（以下「仲介代行者」といいます。）が故意又は過失により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2　宿泊者が天災地変、戦乱、暴動、住宅宿泊事業者の宿泊サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の仲介代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3　当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、宿泊者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（宿泊者の責任）

第二十三条　宿泊者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該宿泊者は、損害を賠償しなければなりません。

2　宿泊者は、住宅宿泊仲介契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、宿泊者の権利義務その他の住宅宿泊仲介契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3　宿泊者は、宿泊開始後において、取引条件説明事項として提供された宿泊サービスと異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、宿泊地において速やかにその旨を当社、当社の仲介代行者又は住宅宿泊事業者に申し出なければなりません。

第七章　苦情、問合せ等への対応

（苦情、問合せ等への対応）

第二十四条　当社は、宿泊サービスの内容その他の取引条件説明事項に関する宿泊者からの苦情、問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応し、その苦情、問合せ等に係る事項の迅速かつ適切な解決に努めるものとします。